

社会福祉法人日本点字図書館
理事長 長岡 英司 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 5 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 6 年 1 月 25 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

(1) 評議員の報酬等について

評議員への報酬等の支給に当たり、定款で定められた額（各年度の総額が 50,000 円を超えない範囲）を超えていることが確認されたため、定款変更等の必要な手続きを行うこと。

2 会計管理について

(1) 固定資産の棚卸について

経理規程上に定めるところにより、固定資産管理責任者は、毎会計年度末現在における固定資産の保管現在高及び使用中のものについて、使用状況を調査、確認したうえで、固定資産現在高報告書を作成し、会計責任者に提出すること。また、会計責任者は、総括会計責任者及び理事長に報告すること。

【問合せ先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省社会・援護局 福祉基盤課

法人指導監査官 平田 薫

社会福祉法人経営指導専門官 信澤 麻希子

TEL 03-5253-1111（内線2869）

MAIL hirata-kaoru@mhlw.go.jp

nobusawa-makiko.ij4@mhlw.go.jp